

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例 (第46号)	3
◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (第47号)	3
◇川崎市手数料条例等の一部を改正する条例 (第48号)	3
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 (第49号)	4
◇川崎市と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例 (第50号)	4
◇川崎市がん検診センター条例を廃止する条例 (第51号)	4
◇川崎市葬祭条例の一部を改正する条例 (第52号)	4
◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例等の一部を改正する条例 (第53号)	6
◇川崎市久末老人デイサービスセンター条例 (第54号)	6
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第55号)	7
◇川崎市下水道条例の一部を改正する条例 (第56号)	8
◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (第57号)	9
規 則	
◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第126号)	11
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第127号)	11
◇川崎市自転車競走競技規則の一部を改正する規則 (第128号)	13
◇川崎市公害防止等生活環境の保身に	

関する条例施行規則及び川崎市と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (第129号)	14
--	----

◇川崎市保健所長委任規則及び川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (第130号)	19
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則 (第131号)	19
◇川崎市葬祭条例施行規則の一部を改正する規則 (第132号)	19
◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (第133号)	22
◇川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則 (第134号)	22

告 示

◇道路区域の変更 (第548号)	25
◇道路の供用開始 (第549号)	26
◇道路区域の変更 (第550号)	26
◇道路の供用開始 (第551号)	26
◇道路区域の変更 (第552号)	26
◇道路の供用開始 (第553号)	26
◇道路区域の変更 (第554号)	27
◇道路の供用開始 (第555号)	27
◇自転車等の処理 (第556号)	27
◇道路区域の変更 (第557号)	27
◇道路の供用開始 (第558号)	27
◇都市公園の供用の一時停止 (第559号)	28
◇議決された決算の公表 (第560号)	28
◇議決された予算の公表 (第561号)	64
◇議決された決算の公表 (第562号)	69
◇予防接種の業務を行う医師 (第563号)	84
◇道路区域の変更 (第564号)	85
◇道路の供用開始 (第565号)	85
◇道路区域の変更 (第566号)	85
◇道路の供用開始 (第567号)	85
◇生活保護法による指定医療機関の指定 (第568号)	85

- 5 発走線は、決勝線と30メートル線の間に設定することができる。
- 6 30メートル線は、決勝線に到達する前方30メートルの位置に設置する。
- 7 25メートル線は、発走線から前方25メートルの位置に設置する。
- 8 標識線は、第2コーナーからバック・ストレッチ直線部への入口までの間に測定線に対して直角に標示する。
- 9 イエロー・ラインは、内圏線の内側から3メートルの位置が線の外側となるように測定線に対して直角に3センチメートルの幅で黄色で標示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月7日から施行する。
(川崎市自転車競走実施規則の一部改正)
- 2 川崎市自転車競走実施規則(昭和37年川崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。
第58条第3号中「から第5項までの各項のいずれか」を削る。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則及び川崎市と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第129号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則及び川崎市と畜場法施行細則の一部を改正する規則

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

別表第1の57の項中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改める。

(川崎市と畜場法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市と畜場法施行細則(昭和59年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「川崎市と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備の基準に関する条例」を「川崎市と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備の基準に関する条例」に改める。

第2条第1項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第3条第1項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第4条第1項中「第3条第3項」を「第4条第3項」

に改める。

第5条を次のように改める。

(衛生管理責任者の設置及び変更の届出)

第5条 法第7条第6項の規定による届出は、衛生管理責任者設置(変更)届(第5号様式)により市長に行わなければならない。

第11条を第12条とする。

第10条中「(第8号様式)」を「(第13号様式)」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(と畜場外への持出しの許可申請)

第10条 政令第5条第1項第1号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 政令第5条第1項第2号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

3 政令第5条第1項第3号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

第9条を削る。

第8条中「第10条」を「第14条」に、「(第7号様式)」を「(第9号様式)」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「(第6号様式)」を「(第8号様式)」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「(第5号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(作業衛生責任者の設置及び変更の届出)

第6条 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による届出は、作業衛生責任者設置(変更)届(第6号様式)により市長に行わなければならない。

第1号様式中「と畜場法第3条第2項」を「と畜場法第4条第2項」に改める。

第2号様式中「と畜場法第3条第1項」を「と畜場法第4条第1項」に改める。

第4号様式中「と畜場法第3条第3項」を「と畜場法第4条第3項」に改める。

第8号様式中「第10条」を「第11条」に改め、同様式を第13号様式とする。

第7号様式中「と畜場法施行令第4条」を「と畜場法施行令第7条」に、「と畜場法第9条第1項第2号」を「と畜場法第13条第1項第2号」に改め、同様式を第9号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第10号様式
(1枚目)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり牛の皮をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行細則第10条第1項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び持出しを行う期間
- 3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の皮の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

(2枚目)

- 5 牛の皮の運搬方法並びに落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬方法	落下及び紛失防止措置内容

- 6 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者の連絡先

- 7 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名並びに保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

添付書類 (初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。)

- 1 運搬自動車設備及び運搬経路の概略を記載した書面
- 2 牛の皮を保存する施設及び場所の平面図
- 3 保存する施設及び設備の概要を記載した書面
- 4 化製場の許可証の写し
- 5 保存するための帳簿の様式を記したものの
- 6 緊急の場合の連絡体制を記したものの

第11号様式
(1枚目)

牛の卵巣の運搬方法並びに落下及び紛失を防止するための措置内容

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり牛の卵巣をと畜場外へ持ち出したので、と畜場法施行細則第10条
第2項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び持出しを行う期間
- 3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

(2枚目)

5 牛の卵巣の運搬方法並びに落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬方法	落下及び紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者の連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名並びに保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

添付書類 (初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。)

- 1 運搬自動車設備及び運搬経路の概略を記載した書面
- 2 牛の卵巣を保存する施設及び設備の平面図
- 3 保存する施設及び設備の概要を記載した書面
- 4 家畜改良増殖法に基づく施設である許可証の写し又は研究機関である資料
- 5 保存するための帳簿の様式を記したのもの
- 6 緊急の場合の連絡体制を記したもの

(2枚目)

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の状況

許可の種類	許可の期間及び許可番号
	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 許可番号

添付書類 (初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。)

- 1 運搬自動車設備及び運搬経路の概略を記載した書面
- 2 獣畜の肉等を焼却する施設及び設備の平面図
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき焼却施設である許可証の写し
- 4 焼却するための帳簿の様式を記したものであるもの
- 5 緊急の場合の連絡体制を記したものであるもの

第6号様式中「と畜場法第9条第1項第1号」を「と畜場法第13条第1項第1号」に改め、同様式を第8号様式とする。
第5号様式中「と畜場法第8条第1項」を「と畜場法第12条第1項」に改め、同様式を第7号様式とする。

第4号様式の次に次の2様式を加える。

第12号様式
(1枚目)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次とおり焼却のため獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したので、と畜場法施行細則第10条第3項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先	運搬方法

- 4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の氏名、住所及び連絡先

焼却者の氏名	焼却者の住所	焼却者の連絡先

- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却施設の名称	焼却施設の所在地	焼却施設の連絡先

第6号様式

作業衛生責任者設置 (変更) 届		年 月 日
(あて先) 川崎市長		
住所	氏名	電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
次のとおり作業衛生責任者を設置 (変更) したので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。		
と畜場の所在地 (設置場所)	川崎市 区	
と畜場の名称	と畜場の種類	
と畜場許可年月日	年 月 日	と畜場許可番号 第 号
氏名	年 月 日 生	
作業衛生責任者資格	1 獣医師 2 大学又は専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者 3 講習会修了者 4 その他 年 月 日 第 号	
旧作業衛生責任者		
設置 (変更) 年月日	年 月 日	設置・変更
※処理	台帳記入	年 月 日
		※受付印

注1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 添付書類
 と畜場法第10条第2項の規定において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写し

第5号様式

衛生管理責任者設置 (変更) 届		年 月 日
(あて先) 川崎市長		
住所	氏名	電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
次のとおり衛生管理責任者を設置 (変更) したので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。		
と畜場の所在地 (設置場所)	川崎市 区	
と畜場の名称	と畜場の種類	
と畜場許可年月日	年 月 日	と畜場許可番号 第 号
氏名	年 月 日 生	
衛生管理責任者資格	1 獣医師 2 大学又は専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者 3 講習会修了者 4 その他 年 月 日 第 号	
旧衛生管理責任者		
設置 (変更) 年月日	年 月 日	設置・変更
※処理	台帳記入	年 月 日
		※受付印

注1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 添付書類
 と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写し

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

川崎市保健所長委任規則及び川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第130号

川崎市保健所長委任規則及び川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(川崎市保健所長委任規則の一部改正)

第1条 川崎市保健所長委任規則(昭和29年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号(3)中「第19条の17第6項」を「第19条の17第8項」に改める。

(川崎市食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市食品衛生法施行細則(昭和47年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第4条第1項中「第1条の3第4項」を「第1条の3第3項」に改める。

第8条中「第19条の17第6項」を「第19条の17第8項」に改める。

第26条中「第15条」を「第19条」に改める。

別表第2第12号中「第26条の4」を「第25条」に改める。

第3号様式中「第19条の17第6項」を「第19条の17第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第131号

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

川崎市立看護短期大学学則(平成7年川崎市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	コンピュータ・グラフィックス	」
を		
「	情報科学	」

に、

「	疫学	」
---	----	---

を

「	公衆衛生学	」
---	-------	---

に、

「	老人看護論Ⅰ	」
	老人看護論Ⅱ	
	老人看護実習	

を

「	老年看護論Ⅰ	」
	老年看護論Ⅱ	
	老年看護実習	

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定は、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規則別表第1に規定する授業科目の単位を修得した者は、同表の右欄に掲げる新規則別表第1に規定する授業科目の単位を修得したものとみなす。

コンピュータ・グラフィックス	情報科学
疫学	公衆衛生学
老人看護論Ⅰ	老年看護論Ⅰ
老人看護論Ⅱ	老年看護論Ⅱ

川崎市葬祭条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第132号

川崎市葬祭条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市葬祭条例施行規則(昭和27年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第9条を第14条とし、第5条から第8条までを5条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の5条を加える。

(公告)

第5条 市長は、条例第12条第1項の規定により葬祭場